

TEPCO

低圧高負荷契約 (選択約款)

平成28年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

低圧高負荷契約

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3 適 用 範 囲

この選択約款実施の際現に選択約款の低圧高負荷契約（平成27年12月1日届出。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合で、原則として、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 6（契約電力）に定める契約電力が15キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約電力が50キロワット以上となる場合の電灯または小型機器の基準電力および動力の基準電力は、50キロワット未満といたします。

4 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

イ 電灯または小型機器の基準電力は、原則として電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、イにかかわらず、基準電力は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお、(イ)および(ロ)によってえた値は、1キロボルトアンペアを1キ

ロワットとみなします。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

7 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,296円00銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	18円41銭	16円74銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	18円50銭	16円83銭

(3) 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）(3)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4（加重平均力率の算定）(1)または(2)により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用

電力量の計量)に準ずるものとしたします。

- (2) 当社は、(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量としたします。

10 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までとしたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

11 そ の 他

- (1) 供給約款27(日割計算)に定める事項については、供給約款の低圧電力に準ずるものとしたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、原則として他の契約種別をあわせて契約することはできません。
- (3) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものとしたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ(実施細目)によるものとしたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 契 約 電 力

- (1) お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、本則6（契約電力）(1)イの電灯または小型機器の基準電力は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、本則6（契約電力）(1)イの電灯または小型機器の基準電力は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、本則6（契約電力）(1)ロ(イ)の値は、(1)に準じて算定いたします。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表1（夜間蓄熱式機器）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、

次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (3)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

- (3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)の区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、供給約款の低圧電力に準じて取り扱うものといたします。
- (3) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、供給約款の従量電灯および低圧電力として、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および

工事費の精算) に準じて料金および工事費の精算を行いません。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

3 契約期間についての特別措置

この選択約款にもとづく平成28年4月1日を含む契約期間は、本則10（契約期間）(1)にかかわらず、旧選択約款にもとづく平成28年4月1日を含む契約期間の始期から平成29年3月31日までといたします。

4 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てい

ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り，かつ，66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は，66,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭8厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

4 加重平均力率の算定

(1) 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。

(2) 動力の力率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

ロ 供給約款19（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。

(3) 加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\begin{array}{l} \text{(1)の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{電灯または} \\ \text{小型機器の} \\ \text{基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2)の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{動力の} \\ \text{基準} \\ \text{電力} \end{array}}{\text{契 約 電 力}}$$